

第154期 中間決算公告

2024/12/25

熊本市中央区練兵町1番地
株式会社 肥後銀行
取締役頭取 笠原 慶久

中間連結貸借対照表（2024年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	832,216	預 金	5,399,931
買 入 金 銭 債 権	4,067	譲 渡 性 預 金	88,738
特 定 取 引 資 産	11	売 現 先 勘 定	159,529
金 銭 の 信 託	24,974	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	105,964
有 価 証 券	1,184,253	借 用 金	661,189
貸 出 金	4,568,663	外 国 為 替	155
外 国 為 替	14,867	信 託 勘 定 借	11,203
リース債権及びリース投資資産	38,102	そ の 他 負 債	73,921
そ の 他 資 産	143,348	退 職 給 付 に 係 る 負 債	219
有 形 固 定 資 産	47,464	役 員 株 式 給 付 引 当 金	93
無 形 固 定 資 産	9,888	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	353
退 職 給 付 に 係 る 資 産	13,539	偶 発 損 失 引 当 金	220
繰 延 税 金 資 産	2,324	繰 延 税 金 負 債	272
支 払 承 諾 見 返	7,991	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	4,098
貸 倒 引 当 金	△ 24,138	支 払 承 諾	7,991
		負 債 の 部 合 計	6,513,883
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	18,128
		資 本 剰 余 金	9,591
		利 益 剰 余 金	304,670
		株 主 資 本 合 計	332,391
		その他有価証券評価差額金	△ 23,788
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	34,849
		土 地 再 評 価 差 額 金	6,184
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	3,790
		その他の包括利益累計額合計	21,035
		非 支 配 株 主 持 分	263
		純 資 産 の 部 合 計	353,691
資 産 の 部 合 計	6,867,574	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,867,574

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結損益計算書

〔 2024年4月 1日から
2024年9月30日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	62,702
資金運用収益	34,153
(うち貸出金利息)	(21,410)
(うち有価証券利息配当金)	(9,850)
信託報酬	50
役務取引等収益	6,484
特定取引収益	21
その他の業務収益	17,466
その他の経常収益	4,526
経常費用	50,855
資金調達費用	8,923
(うち預金利息)	(729)
役務取引等費用	2,517
その他の業務費用	18,631
営業経費	20,201
その他の経常費用	581
経常利益	11,846
特別利益	4
固定資産処分益	4
特別損失	44
固定資産処分損	44
税金等調整前中間純利益	11,806
法人税、住民税及び事業税	3,105
法人税等調整額	419
法人税等合計	3,525
中間純利益	8,281
非支配株主に帰属する中間純損失	8
親会社株主に帰属する中間純利益	8,289

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社及び子法人等

10 社

肥銀リース株式会社
J R 九州 F G リース株式会社
肥銀カード株式会社
九州みらいインベストメンツ株式会社
肥銀キャピタル株式会社
九州 M & A アドバイザーズ株式会社
株式会社 K S エナジー
肥銀ビジネスサポート株式会社
肥銀ビジネス教育株式会社
肥銀オフィスビジネス株式会社

なお、九州 M & A アドバイザーズ株式会社は、2024 年 4 月 1 日に新規設立し、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

②非連結の子会社及び子法人等

5 社

肥後 3 号地域活性化投資事業有限責任組合
肥後 6 次産業化投資事業有限責任組合
肥銀ベンチャー投資事業有限責任組合
肥銀ベンチャー 2 号投資事業有限責任組合
肥銀大学発ベンチャーシード投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

②持分法適用の関連法人等

該当ありません。

③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

5 社

肥後 3 号地域活性化投資事業有限責任組合
肥後 6 次産業化投資事業有限責任組合
肥銀ベンチャー投資事業有限責任組合
肥銀ベンチャー 2 号投資事業有限責任組合
肥銀大学発ベンチャーシード投資事業有限責任組合

④持分法非適用の関連法人等

7 社

肥後・鹿児島地域活性化投資事業有限責任組合
K F G アグリ投資事業有限責任組合
熊本復興応援投資事業有限責任組合
熊本地震事業再生支援投資事業有限責任組合
肥銀ブリッジ投資事業有限責任組合
肥銀地域企業応援投資事業有限責任組合
肥銀地域共創投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9 月 末 日

10 社

会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

連結される子会社及び子法人等については、特定取引目的の取引及びこれに類似する取引は行っておりません。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	20年～50年
その他	5年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

正常先債権及び要管理先債権以外の要注意先債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上し、要管理先債権については今後3年間の予想損失額を見込み、貸倒引当金として計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算出しております。要管理先債権で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計

上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先債権のうち、一定額以上の大口債務者の債権については債務者ごとに担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した債権額と、合理的に将来キャッシュ・フローを見積もって算出した回収可能額との差額を貸倒引当金として計上しております。上記以外の破綻懸念先債権については要管理先債権と同様の方法により貸倒引当金を算出しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

なお、すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等の代位弁済に伴い発生する負担金等の支払いに備えるため、将来発生する損失額を見積もり計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(9) 役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行の取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び非業務執行取締役を除く。）及び執行役員への報酬支払に備えるため、取締役に対する報酬の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。なお、株式給付信託に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 30 号 2015 年 3 月 26 日）に準じた処理をしております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債はありません。

(11) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時にその他業務収益とその他業務費用を計上する方法によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号 2022 年 3 月 17 日。以下「業種別委員会実務指針第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、貸出・債券等の金利変動リスクを減殺する目的で行うヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証しております。

また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 25 号 2020 年 10 月 8 日。以下「業種別委員会実務指針第 25 号」という。）に規定する繰延ヘッ

ジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

追加情報

（株式給付信託）

当行は、取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び非業務執行取締役を除く。）及び執行役員（以下、総称して「対象役員」という。）の報酬と親会社である株式会社九州フィナンシャルグループ（以下、「九州フィナンシャルグループ」という。）の株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも九州フィナンシャルグループの株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度「株式給付信託」（以下「本制度」という。）を導入しております。なお、役員株式給付引当金の算出方法については、「会計方針に関する事項」の「(9)役員株式給付引当金の計上基準」に記載しております。

1. 取引の概要

本制度は、九州フィナンシャルグループが拠出する金銭を原資として、九州フィナンシャルグループの株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、対象役員に対して、当行が定める役員株式給付規程に従って、九州フィナンシャルグループの株式及び当該株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、本項目において「株式等」という。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象役員が株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

2. 信託が保有する当行の株式に関する事項

該当事項はありません。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 11,147 百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	9,599 百万円
危険債権額	36,984 百万円
三月以上延滞債権額	35 百万円
貸出条件緩和債権額	11,450 百万円
合計額	58,070 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産再生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,327 百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	661,777 百万円
貸出金	336,022 百万円
リース債権及びリース投資資産	1,537 百万円
売掛金	76 百万円

担保資産に対応する債務

預金	30,091 百万円
売現先勘定	159,529 百万円
債券貸借取引受入担保金	105,964 百万円
借入金	661,189 百万円
割賦債務	669 百万円

上記のほか、為替決済、指定金融機関等の取引の担保として、その他資産 40,187 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金 507 百万円、金融商品等差入担保金 689 百万円及び中央清算機関差入証拠金 233 百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、879,342 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 841,694 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必要しも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 41,107 百万円

8. 連結自己資本比率 10.54%

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は27,425百万円であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益3,227百万円及び貸倒引当金戻入益892百万円を含んでおります。

2. 「営業経費」には、給与・手当等10,286百万円及び減価償却費2,688百万円を含んでおります。

3. 「その他経常費用」には、株式等売却損290百万円を含んでおります。

4. 当中間連結会計期間における中間包括利益 △4,527 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注) 参照）。また、現金預け金、外国為替(資産・負債)、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 特定取引資産			
売買目的有価証券	11	11	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	27,680	27,578	△101
その他有価証券 (*1)	1,124,248	1,124,248	—
(3) 貸出金	4,568,663		
貸倒引当金 (*2)	△23,237		
	4,545,426	4,528,120	△17,306
資産計	5,697,366	5,679,958	△17,407
(1) 預金	5,399,931	5,399,340	△590
(2) 譲渡性預金	88,738	88,734	△4
(3) 借入金	661,189	657,732	△3,456
負債計	6,149,859	6,145,807	△4,051
デリバティブ取引 (*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,709	3,709	—
ヘッジ会計が適用されているもの (*4)	45,393	45,393	—
デリバティブ取引計	49,102	49,102	—

(*1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 令和 3 年 6 月 17 日）第 24-3 項及び第 24-9 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(*4) ヘッジ対象である有価証券等の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第 40 号 2022 年 3 月 17 日）を適用しております。

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式等(*1)	3,534
組合出資金(*2)	28,789
合 計	32,324

(*1) 非上場株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
特定取引資産及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	—	11	—	11
その他有価証券(*)				
国債・地方債等	238,021	178,201	—	416,222
社債	—	129,919	—	129,919
株式	79,415	1,475	—	80,890
その他	217,820	265,662	—	483,482
デリバティブ取引				
金利関連	—	55,338	—	55,338
通貨関連	—	4,664	—	4,664
株式関連	—	—	—	—
資産計	535,257	635,272	—	1,170,530
デリバティブ取引				
金利関連	—	4,839	—	4,839
通貨関連	—	6,060	—	6,060
負債計	—	10,900	—	10,900

(*) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は2,267百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は11,465百万円であります。

① 第 24-3 項及び第 24-9 項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、 売却及 び償還 の純額	投資信託 の基準価 額を時価 とみなす こととし た額	投資信託 の基準価 額を時価 とみなさ ないこと とした額	期末 残高	当期の損益 に計上した 額のうち中 間連結貸借 対照表日に おいて保有 する投資信 託の評価損 益
		損益に 計上	その他の 包括利益 に計上 (*)					
その他有価証券 その他(第 24-3 項 の取扱いを適用 した投資信託)	2,262	—	5	—	—	—	2,267	—
その他有価証券 その他(第 24-9 項の取扱いを適 用した投資信託)	11,374	—	90	—	—	—	11,465	—

(*) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

② 中間連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

(単位：百万円)

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	中間連結貸借対照表計上額
解約申込から払戻まで数か月を要するもの	2,267

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	837	26,740	27,578
貸出金	—	—	4,528,120	4,528,120
資産計	—	837	4,554,861	4,555,699
預金	—	5,399,340	—	5,399,340
譲渡性預金	—	88,734	—	88,734
借入金	—	657,732	—	657,732
負債計	—	6,145,807	—	6,145,807

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

特定取引資産及び有価証券

特定取引資産及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル 2 の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル 2 の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、無担保コールレート、TIBOR、国債利回り、スワップレート、信用スプレッド等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル 3 の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をスワップレートをベースに信用スプレッドを加味した利率等で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としていることから、レベル3の時価に分類しております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金及び譲渡性預金

要求払預金について、中間連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。定期預金のうち変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、定期預金のうち預入期間が短期間（1年以内）の外貨定期預金は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率、又は、同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はいずれもレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、大部分は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券 (2024 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え るもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	5,761	5,782	21
	その他	—	—	—
	小計	5,761	5,782	21
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	21,918	21,796	△122
	その他	—	—	—
	小計	21,918	21,796	△122
合計		27,680	27,578	△101

2. その他有価証券 (2024 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	73,773	34,606	39,167
	債券	63,409	61,682	1,726
	国債	21,969	21,132	836
	地方債	20,717	19,948	768
	短期社債	—	—	—
	社債	20,722	20,601	121
	その他	164,542	143,299	21,242
	うち外国証券	126,290	110,381	15,909
	小計	301,725	239,588	62,136
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	7,117	8,256	△1,139
	債券	482,733	539,940	△57,207
	国債	216,052	249,749	△33,697
	地方債	157,483	175,355	△17,871
	短期社債	—	—	—
	社債	109,196	114,835	△5,638
	その他	332,672	371,197	△38,524
	うち外国証券	216,698	251,911	△35,213
	小計	822,522	919,394	△96,871
合計		1,124,248	1,158,983	△37,734

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、該当ありません。

なお、当該有価証券の減損にあたっては、当中間連結会計期間末日における時価の取得原価に対する下落率が 50%以上の銘柄について一律減損処理するとともに、30%以上 50%未満の銘柄について過去一定期間の時価の推移や発行会社の信用リスク等を判断基準として減損処理しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		計	その他	合計
	銀行業	リース業			
役務取引等収益					
預金・貸出業務	3,012	—	3,012	—	3,012
為替業務	1,672	—	1,672	—	1,672
証券関連業務	273	—	273	—	273
その他業務	1,452	2	1,455	—	1,455
信託報酬					
信託関連業務	50	—	50	—	50
その他経常収益					
その他業務	140	5	145	3	149
顧客との契約から 生じる経常収益	6,601	8	6,610	3	6,613
上記以外の経常収益	42,618	12,224	54,842	1,246	56,088
外部顧客に対する 経常収益	49,219	12,232	61,452	1,249	62,702

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務等であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 1,533円44銭

1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額 35円96銭

なお、潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。